

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所旅費規程

平成17年4月1日

17規程第34号

改正 平成18年4月1日18規程第9号

改正 平成27年4月1日27規程第70号

改正 令和元年11月1日 規程第7号

改正 令和5年8月1日 5規程第27号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の役員及び職員（以下「職員等」という。）が研究所の用務のため旅行するときに支給する旅費に関し必要な事項を定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 研究所が職員等及び職員等以外の者に支給する旅費については、別に定めがない限り、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員等が研究所の用務のため一時その在勤事務所を離れて旅行し、又は職員等以外の者が研究所の用務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員等がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事務所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員等がその転任に伴う移転のため旧在勤事務所から新在勤事務所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員等が退職し、又は死亡した場合において、その職員等若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 内国旅行にあつては職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員等の収入によって生計を維持している者をいい、外国旅行にあつては職員等の配偶者及び子で主として職員等の収入によって生計を維持している者をいう。
- (7) 遺族 職員等の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 在勤地 在勤事務所から8km以内の地域をいうものとする。

2 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあっては、これに準ずる地域をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。

2 職員等が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（解雇を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員等

(2) 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族

(3) 職員等が出張又は赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員等

(4) 職員等が出張又は赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族

3 職員等以外の者が次の各号に該当する場合には旅費を支給する。

(1) 研究所の依頼に応じ用務に従事するため旅行するとき

(2) 研究所の負担において旅行させる必要があるとき

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。但し、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について、この規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について、この規程により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について、この規程により支給を受けることができた額の範囲内の額

5 第1項、第2項及び第3項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災、宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由による事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券等の切符額で当該旅行について購入したもの（以下「切符額」という。）を含む。以下次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、この規程の

規定により支給することができる額（但し、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。）

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符額については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額。）を差し引いた額（但し、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。）

（旅行命令等）

第4条 職員等又は職員等以外の者の旅行は、理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては用務の円滑な遂行を図ることができない場合、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更（取消を含む。以下同じ。）をする必要があると認める場合は、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合には、旅行命令簿（様式第1）を当該旅行を命ぜられた者に提示しなければならない。但し、旅行命令簿を提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合は、すみやかに旅行命令簿を当該旅行を命ぜられた者に提示しなければならない。

6 旅行命令権者の発する旅行命令等（変更を含む。）を受けた職員等は、旅行申請書に当該旅行に関する事項を記載し、旅行命令権者に提出し、決裁を受けなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ鉄道運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。
- 13 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合について、支給する。
- 15 内国旅行のうち第23条第1項に規定する旅費については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の計算（旅行日数））

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。但し、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400km、水路旅行にあっては200km、陸路旅行にあっては50kmについて1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

2 前項但し書きの規定により通算した日数に1日未満の端数が生じたときは、これを1日とする。

（旅費の計算（同一地域滞在中の日当計算の減額））

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日をこえる場合には、その越える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を越える日数について定額の10分の2に相当する額（外国旅行についても同じ。）を定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

（旅費の計算（調整））

第10条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(旅費の計算(区分計算))

第11条 旅行中における年度の経過、職務の級の変更のための鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は旅費請求書(様式第2)に必要な書類を添えて、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程(平成17年規程第7号)に規定する出納命令役に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に旅費の精算を行うものとする。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下、この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 役員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100km以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100km以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 役員については、上級の運賃

イ 事務職 2 級又は研究職 2 級の 9 号俸及び 1 級の 4 5 号俸相当以上の職務にある者については、中級の運賃

ウ 事務職 1 級又は研究職 2 級の 8 号俸及び 1 級の 4 4 号俸以下相当の職務にある者については、下級の運賃

(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 役員については、上級の運賃

イ 事務職 1 0 級又は研究職 6 級相当以下の職務にある者については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 用務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 役員が第 3 号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃 による。

(航空賃)

第 1 5 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 旅費の精算にあたっては、現に支払った額を証明する書類（領収書）を添付するものとする。

(車賃)

第 1 6 条 車賃の額は、必要に応じ現に支払った旅客運賃等による。

(日当)

第 1 7 条 日当の額は、別表第 1 の定額による。

2 鉄道 1 0 0 k m 未満、水路 5 0 k m 未満又は陸路 2 5 k m 未満の旅行の場合における日当の額は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の 2 分の 1 に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道 4 k m、水路 2 k m をもってそれぞれ陸路 1 k m とみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第 1 8 条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第 1 の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第20条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第21条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

2 次の各号に掲げる場合の着後手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれの当該各号に規定する額。

(1) 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員宿舍又は自宅に入る場合には、別表第1の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額

(2) 赴任に伴う移転の路程が鉄道50km未満の場合には、別表第1の日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額

(3) 赴任に伴う移転の路程が鉄道50km以上100km未満の場合には、別表第1の日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。但し、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除く外、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額をこえることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員等が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第23条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて理事長が指定するものとする。

(1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(2) 前号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、別表第3によるものとする。

(在勤地内旅行の旅費)

第24条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。

(1) 旅行が行程8km以上16km未満の場合又は引き続き5時間以上8時間未満の場合には、別表第1の日当定額の3分の1に相当する額の日当（その額に1円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額）

(2) 旅行が行程16km以上又は引き続き8時間以上の場合には、別表第1の日当定額の2分の1に相当する額の日当

(3) 用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(4) 第25条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第25条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。但し、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100km、水路50km又は陸路25km以上の旅行の場合には、第13条、第14条又は第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
 - (2) 前号の規定に該当する場合を除く外、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
 - (3) 赴任を命ぜられた職員が、職員宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50km未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 第17条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

（退職者等の旅費）

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員等が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
 - ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令を受けた日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費
 - イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員等が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員等が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
 - (2) 職員等が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序による。但し、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（帰郷旅費）

第28条 職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合は、前職務相当の旅費を支給する。

第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃)

第29条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 役員、事務職7級又は研究職5級相当以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 事務職6級又は研究職4級相当以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 役員、事務職7級又は研究職5級相当以上の職務にある者が用務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(5) 用務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第30条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員についてはその階級内の最上級の運賃、事務職7級又は研究職5級相当以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、事務職6級又は研究職4級相当以下事務職2級又は研究職1級の45号俸相当以上の職務にある者については事務職7級又は研究職5級相当以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、事務職1級又は研究職1級の44号俸相当以下の職務にある者については最下級の運賃

イ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、役員についてはその階級内の上級の運賃、事務職7級又は研究職5級相当以上の職務にある者については中級の運賃、事務職6級又は研究職4級相当以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、役員についてはその階級内の上級の運賃、その他の者については下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 役員、事務職 7 級又は研究職 5 級相当以上の職務にある者が用務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 用務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第 3 1 条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 役員については、最上級の運賃

イ 事務職 7 級又は研究職 5 級相当以上の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ウ 事務職 6 級又は研究職 4 級相当以下の職務にある者については、イに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 役員、事務職 7 級又は研究職 5 級相当以上の職務にある者については、上級の運賃

イ 事務職 6 級又は研究職 4 級相当以下の職務にある者については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(4) 役員が用務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃は、必要に応じた実費額により支給する。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第 3 2 条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第 2 の定額による。

2 第 2 9 条第 5 号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第 2 の定額の 10 分の 7 に相当する額とする。

3 食卓料の額は、別表第 2 の定額による。

4 第 1 7 条第 2 項及び第 3 項、第 1 8 条第 2 項並びに第 1 9 条第 2 項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

第 3 3 条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧居住地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧居住地から新在勤地までの路程に応じた別表第 2 の定額による。ただし、二人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、一人をこえる者ごとにその百分の十五に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養家族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の二分の一に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第35条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地（当該扶養親族が二人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、理事長が定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

4 第22条第1項第3号及び第2項の規定は、前三項の規定による移転料の額の計算について、第20条第2項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

（着後手当）

第34条 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第2の日当定額の十日分及び宿泊料定額の十夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第35条 扶養親族移転料は、赴任の際、扶養親族を旧居住地から新在勤地まで随伴する場合に支給する。

2 前項の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

(1) 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の三分の二に相当する額

(2) 十二歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

(3) 十二歳未満の子については、前号に規定する額の二分の一に相当する額

3 第22条第1項第3号及び第2項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

（支度料）

第36条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。

2 本邦から外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

3 旅行期間15日未満の出張の場合の支度料は、別表第2の旅行期間1月未満の定額の2分1に相当する額とする。

4 外国に留学する職員等に対し支度料を支給する場合には、3万円以内の額とする。

(旅行雑費)

第37条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、旅客サービス施設使用料並びに入国税の実費額による。

(死亡手当)

第38条 死亡手当の額は、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費。

(退職者等の旅費)

第39条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、次の各号に規定する額による。

- (1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費
- (2) 退職等を知った日の翌日から15日以内に出張地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費
 - ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料を支給する。
 - イ 出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

第4章 雑則

(依頼出張による旅費)

第40条 職員等以外の者が研究所の依頼により旅行をする場合における旅費の支給については、次の各号に規定する額による。

- (1) 当該職員等以外の者が国家公務員、地方公務員及び団体、会社に所属する職員にあるときは、その者について定められた旅費額
- (2) 当該職員等以外の者が前号以外の者であるときは、その者の学識、経験及び社会的地位等を考慮して理事長が定める額

(旅費の調整)

第41条 理事長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 前項の規定による旅費調整の基準は、次のとおりとする。

- (1) 職員等の職務又は職務の級がさかのぼって変更された場合において、当該職員等が

既に行った旅行について旅費の増減を行うことが適当でない認められる場合には、その変更に伴う旅費額の増減は行わないものとする。

(2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給することが適当でない場合には、その全額を支給しないものとする。

(3) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(4) 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地（新たに採用された職員等については、旧居住地とする。）から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた別表第1の移転料定額による額とする。

(5) 研究所の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅費のうち研究所の経費以外の経費から支給される旅費に相当する額を支給しないものとする。

3 理事長は、旅行者がこの規程又は旅費に関する他の法律若しくは、研究所の他の規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅行に係る必要な旅費の支給について調整することができる。

（復命書（旅行報告書））

第42条 旅行から戻った者は、復命書（旅行報告書）を旅行命令権者に提出し報告しなければならない。

附 則（平成17年4月1日17規程第34号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日18規程第9号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27規程第70号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月1日規程第7号）
この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和5年8月1日5規程第27号）
この規程は、令和5年8月1日から施行する。ただし、改正後の本規程は、その施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1 内国旅行の旅費（第17条—第22条関係）

1. 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
		甲 地 方	乙 地 方	
役 員	3,000円	17,800円	13,300円	3,000円
事務職7級又は研究職5級相当以上の職務にある者	2,600円	15,800円	11,800円	2,600円
事務職6級又は研究職4級相当以下 事務職3級又は研究職2級の25号俸相当以上の職務にある者	2,200円	13,100円	9,800円	2,200円
事務職2級又は研究職2級の24号俸相当以下の職務にある者	1,700円	11,500円	7,800円	1,700円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都特別区の存する地域及び政令指定都市のうち、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項に定める地域手当の級地が1級地から5級地とされる地域（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市）、乙地方とは、その他の地域をいう。

固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

2. 移転料

区 分	鉄道50km未満	鉄道50km 以上100km 未満	鉄道100km 以上300km 未満	鉄道300km 以上500km 未満	鉄道500km 以上1000km 未満	鉄道1000km 以上1500km 未満	鉄道1500km 以上2000km 未満	鉄道2000 km以上
役員、事務職7級 又は研究職5級 相当以上 の職務にある者	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
事務職6級又は 研究職4級相当 以下 事務職4級又は 研究職3級相当 以上の 職務にある者	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
事務職3級又は 研究職2級相当 以下の 職務にある者	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費（第32条—第36条関係）

1. 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日 当（1日につき）			
	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方
役 員	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
事務職7級又は研究職5級相当以上の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円
事務職6級又は研究職4級相当以下 事務職3級又は研究職2級の25号俸相当以上の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円
事務職2級又は研究職2級の24号俸相当以下の職務にある者	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円

宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円
22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円
16,100円	13,400円	10,800円	9,700円	4,800円

備考

1 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行は除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2. 移転料

区 分	鉄道100km未 満	鉄道100km 以上500km 未満	鉄道500km 以上1000km 未満	鉄道1000km 以上1500km 未満	鉄道1500km 以上2000km 未満	鉄道2000km 以上5000km 未満	鉄道5000km 以上 10000km 未満	鉄道10000km 以上 15000km 未満	鉄道15000km 以上 20000km 未満	鉄道 20000km 以上
役員、事務職7 級又は研究職 5級相当以上 の職務にある 者	141,000円	188,000円	269,000円	338,000円	425,000円	521,000円	575,000円	628,000円	680,000円	734,000円
事務職6級又 は研究職4級 相当以下 事務職4級又 は研究職3級 相当以上の職 務にある者	116,000円	154,000円	220,000円	276,000円	348,000円	428,000円	471,000円	514,000円	556,000円	601,000円
事務職3級又 は研究職2級 相当以下の職 務にある者	95,000円	126,000円	180,000円	226,000円	285,000円	350,000円	386,000円	421,000円	456,000円	493,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路一キロメートルをもって鉄道一キロメートルとみなす。

3. 支度料及び死亡手当

区 分	支 度 料			死 亡 手 当
	旅行期間 1 月未満	旅行期間 1 月以上 3 月未満	旅行期間 3 月以上	
役 員	86,240円	104,720円	123,200円	640,000円
事務職 9 級又は 研究職 5 級 5 号俸以上 相当の職務にある者	78,160円	94,910円	111,650円	580,000円
事務職 8 級、7 級又は 研究職 5 級の 4 号俸以下 相当の職務にある者	70,070円	85,090円	100,100円	520,000円
事務職 6 級又は 研究職 4 級、3 級の 1 3 号俸以上 相当の職務にある者	66,030円	80,180円	94,330円	490,000円
事務職 5 級、4 級又は 研究職 3 級の 1 2 号俸以下 相当の職務にある者	61,990円	75,270円	88,550円	460,000円
事務職 3 級以下又は 研究職 2 級以下 相当の職務にある者	53,900円	65,450円	77,000円	400,000円

別表第3 日額旅費（第23条関係）

1 額及び支給条件

支 給 条 件			日 額	
日帰りの場合	旅行が行程8 km以上16 km未満又は引き続き5時間以上8時間未満場合		420円	
	旅行が行程16 km以上又は引き続き8時間以上の場合		620円	
宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	全寮制で、寮等の施設が完備している場合	1,590円	
		国が主として職員の研修等に伴う宿泊の用に供している施設を利用する場合	宿泊料を徴しない場合	2,080円
			宿泊料を徴する場合	2,800円
		上記以外の施設に宿泊する場合	宿泊料を徴しない場合	2,080円
	宿泊料を徴する場合		3,800円	
	下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合		3,260円	
	旅館に宿泊する場合（旅館業法第2条第2項及び第3項の旅館業の用に供する宿泊施設に宿泊する場合）	30日未満の期間につき	5,910円	
		30日以上60日未満の期間につき	5,310円	
60日以上の期間につき		4,720円		

2 支給方法

- (1) 宿泊を要する場合に支給する日額旅費は、当該用務地に到着した日の翌日から当該用務地を出発する日の前日までの滞在日数に応じて支給する。
- (2) 旅行期間中において、一時他の地に日額旅費の支給の対象とならない旅行をした場合には、当該旅行から帰着した日は日額旅費の対象となる日数に算入する。この場合において、当該帰着した日に要した鉄道賃、船賃又は車賃が、次の各号に定める額を超えるときは、その超える額に相当する額を通常の日額旅費に加算するものとする。
 - イ 日帰りの場合
通常の日額旅費の額の2分の1に相当する額
 - ロ 宿泊する場合
当該行程又は所要時間に応じ1の表により日帰りの場合に支給される日額旅費の額の2分の1に相当する額
- (3) 公用の交通機関を利用して旅行した場合の日額旅費の額は、次の各号に定める額とする。
 - イ 日帰りの場合
通常の日額旅費の額の2分の1に相当する額を減じた額
 - ロ 宿泊する場合
当該行程又は所要時間に応じ1の表により日帰りの場合に支給される日額旅費の額の2分の1に相当する額を減じた額
- (4) 用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合で、特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を必要とするときの日額旅費の額は、次の各号に定める額とする。
 - イ 日帰りの場合
最下級の運賃の実費額が通常の日額旅費の額の2分の1に相当する額を超える場合におけるその超える額に相当する額を加算した額
 - ロ 宿泊する場合
最下級の運賃の実費額が当該行程又は所要時間に応じ1の表により日帰りの場合に支給される日額旅費の額の2分の1に相当する額を超える場合におけるその超える額に相当する額を加算した額
- (5) 宿泊を要しない場合であっても、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときには、規程に定める宿泊料に相当する額を支給する。ただし、この場合において日額旅費は支給しない。
- (6) 研修、講習等のため、公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊することとなっている場合において、自己の都合により公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊しないときは、公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合に支給する額に相当する額を支給する。